

事務連絡
令和5年1月23日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
に関するQ&A（第9版）について

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）について、今般、別添のとおり「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第9版）」を作成いたしましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第8版）」（令和4年12月27日）から追記等を行った部分に下線を付しております。

○新型コロナワクチン接種体制支援事業

1 大規模接種会場の設置に要する費用には、会場使用料や備品購入費の他に会場の運営に係る、人件費や会場までの送迎費用等も含まれますか。

(答)

○ 含まれます。なお、給料・職員手当等の人事費については、会計年度任用職員等を想定しています。

2 大規模接種会場で接種する医師等を都道府県が雇い上げることは可能でしょうか（対象となる人件費の範囲）。また、その際の接種費用の請求方法は。

(答)

○ 可能です。また、接種費用については、会場を設置した都道府県（接種の委託を受けた医療施設等）が被接種者の居住地に応じて、会場の所在地の市町村住民分については直接当該市町村へ、所在地外の住民分は国保連を通じて請求することとなります。

3 大規模接種会場の設置に要する費用の補助金の対象期間はいつまででしょうか。

(答)

○ 令和4年度交付金においては令和5年3月まで対象です。

4 市町村が大規模接種会場を設置することはできますか。設置した場合は当該補助金の対象となりますか。

(答)

○ 本事業においては、あくまで都道府県が設置するものが対象となります。市町村が設置する接種会場は、規模の大小に関わらず、新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金を活用ください。

5 個別接種促進のための支援は、都道府県から市町村への間接補助の想定はなく、都道府県が補助事業者として医療機関への支払を行うのでしょうか。

(答)

○ お見込みのとおりです。なお、医療機関への支払事務を民間団体等へ委託することは可能です。委託に要する費用も本事業の対象となります。

6 個別接種促進のための支援を行うに当たり、都道府県は交付に関する事務を外部機関等に委託することは可能でしょうか。また、委託できる場合、範囲に制限はあるでしょうか（交付決定は都道府県で行わなければならないなど）。

（答）

- 可能です。なお、委託する場合は、ワクチン接種の実施主体である市町村ではなく、民間団体等へ委託してください。

7 個別接種促進のための支援のうち、病院が特別な接種体制を確保した場合に医師等1人1時間あたり一定額の支援が受けられますが、「看護師等」の等には、受付等の会場運営に係る事務職員も対象となりますでしょうか。

（答）

- 「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と異なり、当該事業は、新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する方であれば、事務職員も対象となります。ただし、対象となる日は、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、それぞれの期間中に4週間以上ある場合の条件を達成した週に属する50回以上／日の接種を行った日の業務に限ります。

8 7を満たす場合、50回以上の接種を行った週に属する日で、50回未満の接種を行った日に接種に当たった医師等の勤務時間については、支援の対象となるか。

（答）

- 50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、それぞれの期間中に4週間以上ある場合の条件を達成した週に属する50回以上／日の接種を行った日の勤務時間のみが対象となります。

9 個別接種促進のための支援のうち、診療所への接種回数に応じた加算について、週100回以上の接種を行った週が4週以上ある場合に達成となり、加算されますが、4週以上達成した場合は、達成できなかった週の実績も加算対象となるでしょうか。

（答）

- 対象となりません。

10 診療所において週100回以上行った場合の支援について、要件を満たした場合、その週の1回目接種から対象となるのでしょうか（101回目からが対象ではないことの確認）。

（答）

- お見込みのとおりです。

11 都道府県・市区町村において、個別接種促進のための支援とは別途、協力医療機関に協力金を支払うことは可能でしょうか。また補助対象となるでしょうか。財源により異なる場合は、併せて教えて下さい。

（答）

- 可能です。ただし、同一目的で複数の補助事業から交付を受けることは出来ませんので、ご注意ください。

12 1週間の考え方は、月曜日から算定するのか日曜日から算定するのか教えてください。

（答）

- 日曜日から土曜日で算定することとしています。

ただし、事業開始の4月1日（金）～4月2日（土）の週においては、4月1日（金）～4月9日（土）をもって、1週と取り扱っても差し支えありません。

また、年度末においては、3月26日（日）～3月31日（金）をもって1週と取り扱います。

13 50回／1日を計算するにあたって、深夜12時を越えて接種した日があった場合は、どのように計算すればいいですか。

（答）

- 1日の考え方とは、0時から24時まで、仮に24時を跨いで連続した接種を行った場合は、24時以前の日付の分として計算してください。

14 診療所や病院での接種実績には、予診のみとなった場合も含めていいでしょうか。

（答）

- 当該事業は、接種回数に対する財政支援のため、予診のみの場合は実績には含めないでください。（接種対策負担金の時間外・休日加算とは取扱いが異なります。）

15 新型コロナワクチン接種体制支援事業の大規模接種会場の設置等の支援については、どのような経費が対象となるのか。

(答)

- 大規模接種会場の設置等に係る接種費用としては、通常の医療機関でワクチン接種のために基本的に必要となる費用（予診や接種に係る医師や看護師等の費用等）として、接種一回あたり 2070 円（注）をワクチン接種対策費負担金において措置するとともに、都道府県が設ける大規模接種会場において、通常の予防接種での対応を超える経費（会場借り上げ、会場の運営に必要な経費等）については、当該交付金にて措置することとし、一部を除き、「ワクチン接種体制確保補助金」と同様の経費が対象となります。

※令和3年2月1日事務連絡「新型コロナワクチン接種体制確保事業（都道府県実施・市町村実施）の上限額の考え方等について」で示している2①～④の内容を参照。

- 具体的には、大規模接種会場における受付や会場誘導、経過観察を行う者等の確保、運営の委託、最寄り駅等から会場までの送迎、専従職員の超過勤務手当など、地域の実情を反映して合理的に必要と考えられる費用については、当該交付金の対象となります。
 - ・大規模接種会場の設置等に直接必要とならないもの
 - ・「ワクチン接種体制確保補助金」に含まれるもの
 - ・「ワクチン接種体制確保補助金」と当該交付金との切り分けが困難なもの（コールセンター等）

は、当該交付金の対象となりません。

(注) ワクチン接種対策費負担金については、以下の場合、時間外等加算相当分が上乗せされます。

- ・時間外 730 円 (2,070 円→2,800 円)
- ・休 日 2,130 円 (2,070 円→4,200 円)

※それぞれ税別単価であり、支払う際には税込み価格での支払いになります。

16 個別接種促進のための支援について令和4年4月から令和5年3月までに4週間以上行えば要件を満たすことになるのか。

(答)

- 4月・5月、6月・7月、8月・9月、10月・11月、12月・1月、2月・3月のそれぞれにおいて、当該期間内に要件を満たす週が4週間以上ある場合に支援の対象となります。
- 例えば、4月・5月中に4週を満たしたものの、6月・7月中には4週に満

たなかった場合は、前者（4月・5月中）は支援の対象ですが、後者（6月・7月中）は支援の対象になりません。

17 個別接種促進のための支援について、指定された期間の最終週は次月の第1週目を含むこととなるが、算定期間の最終日は、月の末日か、それとも最終週が属する土曜日のいずれか。

（答）

- 以下のとおりお示しします。
 - 4月・5月：4月1日（金）～6月4日（土）
 - 6月・7月：6月5日（日）～8月6日（土）
 - 8月・9月：8月7日（日）～10月1日（土）
 - 10月・11月：10月2日（日）～12月3日（土）
 - 12月・1月：12月4日（日）～2月4日（土）
 - 2月・3月：2月5日（日）～3月31日（金）
- また、病院が1日50回接種を行った場合に10万円支給する支援については、11月30日（水）が終期となります。

18 中小企業や大学等への職域接種促進のための支援の対象は、外部の医療機関が出張して実施する職域接種を対象としているが、企業内診療所が実施する場合や、接種対象者が外部の医療機関に出向いて接種を受ける場合は、対象外なのか。

（答）

- 企業内診療所が職域接種を実施する場合は、職域接種促進のための支援・個別接種促進のための支援のいずれも対象外です。
- ただし、商工会議所、業界団体等が職域接種の実施のために新たに医療機関を開設した場合であって、
 - ・外部医療機関から医師等を雇用する費用が商工会議所等に発生している
 - ・職域接種終了後に速やかに医療機関の廃止届けを提出するの全てに該当する場合は、外部の医療機関が出張して実施する職域接種と実質的に同じものであることから、職域接種促進のための支援の対象となります。
- また、接種対象者が外部の医療機関に出向いて接種を受ける場合は、医療機関の種別に応じて、個別接種促進のための支援の対象となります（当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施します）が、中小企業や大学等以外の大企業等の職域接種の場

合は、職域接種促進のための支援・個別接種促進のための支援のいずれも対象外です。

19 職域接種促進のための支援について、中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するものが対象となっているが、当該団体に中小企業以外の大企業や独立行政法人等が含まれる場合は対象となるのか。

(答)

- 商工会議所等の構成員に大企業や独立行政法人等が含まれていても対象となります。また、大企業が構成員となっている団体が事務局となる場合や 事務局の運営を大企業へ委託する場合でも、支援の対象となります。

20 職域接種促進のための支援について、都道府県や市区町村が、地方公務員を対象に職域接種を実施する場合は対象外なのか。職域接種促進のための支援の対象外である場合、大規模接種会場設置等として対象となるか。

(答)

- 職域接種促進のための支援の対象外です。また、職域接種として実施する場合は、大規模接種会場としては取り扱われません。

21 職域接種促進のための支援は、どのような経費が対象となるのか。

(答)

- 職域接種促進のための支援の対象は、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業の大規模接種会場の設置等の支援と同等となります。15を参照してください。また、日頃から会議室等の貸し出しを行っており、その会議室を使用する職域接種の事務局として使用料を払うなど、適切に会計処理等されている場合は支援の対象になります。

22 職域接種を実施する医療機関が、同時に住民への接種を行う場合、会場の設置・運営に要する経費を切り分けることが困難であるため、全額を職域接種促進のための支援の対象経費としてよいか。

(答)

- 住民への接種については、職域接種促進のための支援の対象とはなりません。職域接種の経費と住民への接種の経費を切り分けさせていただくか、切り分けが困難な場合は、合理的な方法により、経費を按分してください。

23 中小企業等が設置・運営する会場に、診療所を開設した場合は、職域接種促進のための支援の対象となるか。

(答)

- 企業内診療所となる場合には職域接種促進のための支援の対象外となりますが、外部の医療機関が企業の用意した会場で新規開設する場合には支援の対象となりますので、開設主体等についてご検討ください。

24 大学等の実施する職域接種について、大学の附属病院が当該大学内で実施する場合又は大学の附属病院に接種対象者が出向いて接種を受ける場合は、職域接種促進のための支援の対象外であり、個別接種促進のための支援の対象になるとあるが、大学の附属病院の範囲は。

(答)

- 学校教育法で定める「大学」の附属施設として設置される病院が該当します。なお、大学等の実施する職域接種について、大学の附属病院が当該大学内で実施する場合及び大学の附属病院に接種対象者が出向いて接種を受ける場合は、個別接種促進のための支援の対象となります（当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施します）。

25 大学等の実施する職域接種について、附属病院を有する大学が、大学外部に職域接種会場を設置・運営し、当該会場において附属病院が接種を実施する場合は、職域接種促進のための支援の対象となるのか。個別接種促進のための支援の対象となるのか。

(答)

- 大学が接種を委託した外部の医療機関が出張して実施する職域接種と同様、職域接種促進のための支援の対象となります。

26 職域接種促進のための支援の対象期間はいつまでとなるのか。

(答)

- 令和4年度交付金においては令和5年3月まで対象です。

27 職域追加接種の申請時の接種予定人数よりも、接種を実施した人数が少なくなった場合にも、職域接種促進のための支援の対象となるか。

(答)

- 職域接種については、接種予定人数を定めて申請することとなりますが、事後的に、申請時の接種予定人数よりも、接種を実施した人数が少なくなった場合にも、支援の対象となります。
- なお、接種予定人数について、令和4年2月1日事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について（その2）」のとおり、1会場当たり500人以上の接種を行う見込みがある場合は、職域追加接種の実施の申込みが可能であることについて申し添えます。

28 初回接種会場分に遡及して1,500円×接種回数を上限に実費補助の対象にすることは可能か。

(答)

- 対象にはできません。令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」及び令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンに係る職域追加接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種のうち、一定の実施形態及び条件に該当する会場における実績のみが1,500円の対象となります。

29 個別接種促進のための支援を受けるに当たって必要な取組として、10月以降の取組に「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」することを追加した意図はなにか。

(答)

- 新型コロナワクチンの3回目接種については、特に10代から30代の若年層の接種率が低い状況です。接種を希望する当該世代が接種を受けやすくなるための環境整備の一環として、日中の合間時間や、一般的な企業等の勤務時間以外の時間帯である平日の18時以降、土日祝日等における接種環境の拡充が重要であると考え、医療機関の協力を求める趣旨です。

30 本支援における時間外、夜間及び休日の定義は。

(答)

- 以下の記載のとおりとなり、いずれか一つに該当すれば要件を満たします。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜 間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休 日：日曜日及び国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）

- ただし、時間外、夜間にについて、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。
- また、接種費用の時間外・休日の接種に対する加算（時間外+730円、休日+2,130円）における考え方とは異なるためご留意願います。（例：土曜日に診療時間を設けている医療機関が診療時間内に接種を行った場合、本支援における休日（土曜日）に接種体制を用意しているため、本支援の要件は満たすが、接種費用の請求においては、従前どおり、土曜日は休日ではなく、また、診療時間内の接種であることから、時間外加算、休日加算の請求は出来ない。）

31 「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」について、「接種体制を用意」には、時間外、夜間または休日において、自身の診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合も「接種体制を用意」したこととみなしてよいか。

(答)

- ご認識のとおり、医療機関が自治体の集団接種会場等に時間外、夜間または休日に医療従事者を派遣した場合も含みます。
- また、週に100回（150回）以上行った場合の支援、1日50回以上行った場合の支援の両方で同じ取扱いです。
- なお、時間外・夜間または休日の接種への取組の要件を満たすものであって、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上するものではありません。

3 2 個別接種促進のための支援を受けるに当たり、時間外、夜間または休日にかかる接種体制は、いつ、また、どの程度の日数で実施する必要があるか。

(答)

- 週 100 回（150 回）以上の接種行った場合の支援については、当該回数の接種を行った週のうち、少なくとも 1 日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。
- また、50 回以上／日の接種を行った場合に 10 万円交付する支援については、50 回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。

3 3 週に 100 回（150 回）、1 日 50 回の接種数は、時間外、夜間または休日に行った接種のみを計上するのか。

(答)

- 支援の要件となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種（日中の診療時間内に行った接種等）を計上して差し支えありません。また、時間外、夜間に接種可能な接種体制を用意した上で、結果的に時間外や夜間の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を満たしていた場合には支援の対象となります。

3 4 病院が 50 回以上／日の接種を行った場合に 10 万円交付する支援について、11 月末で支援を終了する理由は。

(答)

- オミクロン株対応 2 価ワクチンの接種においては、9 月の開始当初から多くの対象者において接種時期が到来しており、開始当初からの迅速な接種が重要と考えるところ、年内までにすべての希望者に確実に接種していただくため、本支援については 11 月までにすることで接種の促進を図ることとしました。

3 5 病院が特別な体制を確保し、50 回以上／日の接種を週 1 日以上、4 週間以上行った場合の支援についても 11 月で終了となるのか。

(答)

- 特別な体制を整備して接種を行った場合の人件費に関する支援については、12 月以降も引き続き実施して参ります。

3 6 病院が特別な接種体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合の支援については、時間外、夜間または休日にかかる接種体制の要件は求められないのか。

(答)

- 従前のとおりのままです。本支援については、令和4年10月以降においても、令和4年9月までの要件同様、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していなくても支援の対象となります。

3 7 時間外、夜間または休日の接種体制を用意するに当たって必要となった人材確保等の費用は、新型コロナワクチン接種体制確保補助金の対象となるか。

(答)

- 令和3年2月1日事務連絡「新型コロナワクチン接種体制確保事業（都道府県実施・市町村実施）の上限額の考え方等について」においてお示ししているとおり、医療機関等との協働によりきめ細かい接種体制を構築するために必要な経費と自治体が判断する場合、新型コロナワクチン接種体制確保補助金の対象となります。ただし、補助金、負担金、交付金において、同一の経費に対して重複した請求は出来ません。